

2018年12月14日

各位

兵庫県神戸市中央区三宮町2丁目1番1号  
株式会社 みなと銀行  
取締役頭取 服部 博明

### 剰余金の配当に関する基準日設定公告

当行は、2018年12月31日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受けることができる権利者と定めましたので公告いたします。

以上